

○独立行政法人国立病院機構

・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人国立病院機構理事長宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

独立行政法人国立病院機構は、次のような処置を講じていた。

ア 2災害拠点病院は、機構本部と連携して、浸水対策を講ずるまでの応急的な対処方法として土のうを設置することとして、土のうの調達や、設置要員、設置方法等について定めたマニュアルの作成を令和3年7月までに行った。そして、病院の建物の次期建替整備の際に最大浸水深以上の高さの場所に自家発電機等を設置する計画を同年6月に策定した。

イ 機構本部は、3年6月に2災害拠点病院に対して事務連絡を発して、計画策定後の事情変更により前倒しで実施できる浸水対策の有無等について定期的に報告を求めるとして、浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備した。

○独立行政法人地域医療機能推進機構

・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人地域医療機能推進機構理事長宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

独立行政法人地域医療機能推進機構は、次のような処置を講じていた。

ア 東京山手メディカルセンター(以下「センター」)は、機構本部と連携して、応急的な対処方法を経ずに、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように土のう^(注)を設置する計画を令和2年9月に策定し、同年10月までに土のうの調達や、設置要員、設置方法等について定めたマニュアルの作成を行う浸水対策を実施した。

(注) 「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」によれば、建築物の出入口等における浸水対策については、個々の対象建築物の状況に応じて、防水扉や止水板の設置、土のうの設置等の対策を講ずることとされている。センターは、自家発電機等が設置されている建築物が立地している区域で想定される浸水深を考慮するなどして土のうを設置することにしている。

イ 機構本部は、3年6月にセンターに対して事務連絡を発して、土のうの調達状況等についての報告を求めるとして、浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備した。